

## 越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大野市(以下「市」という。)が越前おおの食育推進ロゴマーク作成要領及び著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)第61条第1項の規定により著作権から著作権を譲り受けた越前おおの食育推進ロゴマーク(以下「マーク」という。)の法第63条の規定による利用の許諾(以下「利用許諾」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (マークの目的)

第2条 マークは、越前おおの食育推進計画(平成19年3月)に掲げる基本理念である「食守」の市民への浸透及び食育活動の推進を図ることを目的として定めるものとする。

### (図柄等)

第3条 マークのデザイン、色及び縦横の比率は、別図のとおりとする。

2 マークを利用する者(以下「利用者」という。)は、マークをみだりに改変して利用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。

3 マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、市長の許諾を得たものに限る。

### (利用許諾の申請及び許諾)

第4条 マークの利用許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾申請書(様式1)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、内容を審査の上、この要領に適合すると認めた申請について、越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾証(様式2)を申請者に発行する。この場合において、市長は、マークの利用申請及び利用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとする。

3 市長は、マークの利用許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、利用許諾の取消し又は是正のための措置をとるものとする。

### (利用の制限)

第5条 市長は、マークを次に掲げる用途に利用する場合は、利用を許可しない。

(1) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合

(2) 不当な利益を上げるために利用しようとする場合

(3) 市の品位を傷付け、又はマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合

(4) 市が行う事業又は市が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合

(5) 定められた利用方法によって利用しないと認められる場合

( マークの利用料 )

第6条 マークの利用に係る対価は、徴収しないものとする。

( 利用者の義務 )

第7条 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

2 利用者は、利用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 利用者は、市長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告を行わなければならない。

( マークの適正利用 )

第8条 市長は、マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 利用物の回収

( マーク利用状況の公表 )

第9条 市長は、マークの利用状況について公表することができる。

( 附則 )

この要領は、平成20年1月29日から施行する。



(縦横比 = 1 : 1)

様式 1

越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾申請書

年 月 日

大野市長殿

申請者[利用予定者] 所在地〒  
名称  
代表者

越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾要領第 4 条に基づき、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1 利用目的	
2 利用するもの	チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 商品の包装資材 その他( )
3 印刷予定数	
4 利用場所	
5 利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6 提供希望媒体	C D 電子メール(アドレス: )
7 問合せ先	部署名 担当者氏名 電話番号 FAX 番号

記入上の留意事項

- 1 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし、添付する。
- 2 可能な限りロゴマーク利用時のイメージ図を添付する。

様式 2

越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾証

年 月 日

申請者[利用予定者]殿

大野市長

年 月 日付けで提出のあった越前おおの食育推進ロゴマーク利用許諾申請書について、下記のとおり利用許諾します。

記

1 利用目的	
2 利用するもの	チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 商品の包装資材 その他( )
3 印刷予定数	
4 利用場所	
5 利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6 条件	